

令和3年4月21日

関係各位

始良市長 湯元 敏浩

回答書

始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務プロポーザルに係る参加表明書等に関する質問書について、次のとおり回答します。

なお、類似の質問につきましては、まとめております。

番号	書類名称(項)	質問事項	回答
1	実施要領 5 参加資格要件 (1) 参加資格	参加資格の条件に一級建築士の雇用人数の記載がございませんが、実績等の参加資格要件等を満たせば参加できる代表企業として、5- (2) に記載の管理技術者と総合主任技術者の一級建築士合わせて2名が所属していれば参加可能と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	実施要領5参加資格要件 (2) 配置技術者等の資格 エ(ウ)	電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は設備設計一級建築士の資格を求められていますが、電気・機械2名両方共必要でしょうか？ 建築設備士ではいけませんか？	電気設備及び機械設備主任技術者として、建築設備士の資格を有する者の配置を認めます。建築設備士を配置する際は、様式第7号及び第8号の経歴欄の資格名の設備設計一級建築士を二重線で消してください。
3	字図	測量図を頂きたい	今回建設予定地の地籍図はありますが、地積測量図がありません。 現況隣地境を境界と考えています。

4	地番	道路図では 401, 402 番地が敷地になっているが、401 他 2 筆となっている。 400 番地も敷地ではないか	お見込みのとおり、400 番地は建設敷地に含まれます。なお、今回ご質問以降修正した資料を公表いたしました。
5	実施要領	駐車台数が70台必要とされていて、平面駐車では敷地の大半が駐車場になるが、駐車場の建物（立体駐車場）を計画するのか。 ※技術提案書の(5/11)を待ってからでは間に合わない基本的な件ですので早急にご回答を頂きたい。	階数及び棟数又は構造種別等の多様な提案があるかと考えますが、駐車台数が70台以上の敷地活用が可能な提案を希望しています。
6	実施要領 5 参加資格要件 (2) 配置技術者等の資格 エ(ウ)	「電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有し」との記載がありますが、「建築設備士」にて認めて頂けないでしょうか。	No. 2 のとおり、建築設備士を認めます。
7	審査実施要領 2 一次審査 表 2 技術提案項目 様式集 様式第 15 号	技術提案項目の提出様式では、業務実施方針・施設整備の基本的な考え方①② 様式 15 号 A 3 片面 1 枚、施設整備の基本的な考え方③④ 様式 15 号 A 3 片面 1 枚 計 2 枚となりますが、様式集では様式第 15 号は 3 枚以内となっています。審査実施要項を正と考えてもよろしいでしょうか。	審査実施要領 2 一次審査、表 2 技術提案項目の提出部数につきましては、様式集 様式第 15 号に記載しているとおりの A 3（横長使い）3 枚以内で作成してください。その際は業務実施方針・施設整備の基本的な考え方①②③④ 様式 15 号は、A 3 片面 1 枚計 3 枚以内と考えてください。

8	(仮称)始良市子ども館 (子育て支援拠点施設) 整備基本計画 P11 5. 施設の規模	基本計画において、木材の利用にあたっては、「加治木特産品売場 ふれあい物産館」の廃棄材の再利用の可能性を積極的に検討することとあります。「加治木特産品売場 ふれあい物産館」の図面を提示いただけないでしょうか。	建築住宅課で、加治木特産品売場ふれあい物産館の図面をPDFファイルにて提供します。 ウィルスチェック済USB等の記憶媒体を持っておこしてください。
9	実施要領 3 事業計画の概要等 (3) 想定する延べ床面積等	駐車台数 70 台以上とありますが、建設敷地内のみでの計画と考えてよいでしょうか。	建設敷地内のみで、駐車台数 70 台以上を希望します。
10	様式第 4～9 号各技術者の経歴業務実績	参加資格において、同種施設の延面積規模 500～1000㎡程度とありますが、各技術者の業務実績規模も、この条件が当てはまるのでしょうか	実施要領 5 (2)イにより、管理技術者が当てはまると考えます。
11	様式第 4～9 号各技術者の経歴業務実績	参加表明書等評価基準の注意書き *2 同種業務には面積規模が500～1000㎡程度と記載されていますが、*3 類似業務には面積規模は記載されていません、類似業務も同種業務の面積規模条件でしょうか	お見込みのとおり、類似業務も同等業務も同種施設の規模要件を満たす必要があります。
12	実施要領 表 2 技術提案項目	②までが提出様式の様式15号A 3 片面 1 枚、次ページにも③、④でA 3 片面 1 枚となっており、業務実施方針と施設整備の基本的な考え方は合計 2 枚ということか。様式集では第15号に「3 枚以内で作成」と書いている。3	No.7 のとおり、業務実施方針・施設整備の基本的な考え方 様式 15 号は、A 3 片面 1 枚 計 3 枚以内と考えてください。

		枚でもよいのか	
13	業務特記仕様書	P 2 計画参考面積の個別相談室 5 室程度の面積が 36 m ² /室となっているが 1 室の面積が 36 m ² で 5 部屋必要との事でしょうか。	5 部屋で総面積 36 m ² 程度の個別相談室が考慮された計画を希望します。
14	実施要領 5 参加資格要件	同種業務として「その他保育所等子育て支援施設に類する建物」とありますが、「幼稚園・認定こども園」は該当しますか。また、健診や親子教室を行うエリアのある「保健センター」も該当しますか。	「幼稚園・認定こども園」、健診や親子教室を行うエリアのある「保健センター」は、お見込みのとおり。
15	実施要領 5 参加資格要件	参加できる単体企業、共同企業体の代表構成員に一級建築士の員数要件はございますか。	単体企業及び共同企業体の代表構成員に係る一級建築士の要員は明記していません。
16	実施要領 5 参加資格要件	電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、「設備設計一級建築士」の資格を有するとありますが、「建築設備士」にて認めて頂けないでしょうか。	No. 2 のとおり、建築設備士を認めるものとします。
17	実施要領 6 プロポーザル実施スケジュール	技術提案書に関する質問回答日から、技術提案書等の受付締め切り日まで、余裕がありません。質疑回答の日程を早めていただくことはできませんか。	スケジュールの変更は困難であり、令和 3 年 5 月 11 日の質問回答日以前に技術提案書に関する質問に対する回答を段階的に公表することで対応したいと考えるため、ホームページの更新に注意してください。
18	実施要領 7 参加手続き	技術提案書等の様式 15 号は、様式に 3 枚以内、実施要領の提出様式に 2 枚と表記があります。様式 15 号は 2 枚、様式 16 号は 3 枚、	No. 7 のとおり、業務実施方針・施設整備の基本的な考え方 様式 15 号は、A3 片面 1 枚 計 3 枚以内と考えてください。

		計5枚と考えて宜しいでしょうか。	
19	(仮称) 始良市子ども館 (子育て支援拠点施設) 整備基本計画 5 施設 の規模	「鉄骨造」又は「鉄筋コンクリート造」を基本に検討し・・・とありますが、構造は鉄骨造又は鉄筋コンクリート造と考えて宜しいでしょうか。	構造及び工法の指定はありません。
20	参考資料 建設予定地	建設予定地は、400、401、402 番地となっておりますが、参考資料1、2、4-2では400番地が含まれておらず、ボーリング調査図では400番地が含まれているように見受けられます。建設予定地は、400番地を含むふれあい物産館と住宅2軒の解体跡地と考えて宜しいでしょうか。また、敷地のCADデータ(測量図、高低差がわかる資料等)いただくことは可能でしょうか。	建設予定地の地番については、No.4のとおり。 測量図については、No.3のとおりです。 また、敷地のCADデータと高低差がわかる資料が無いため配布できません。
21	実施要領5参加資格要件 (1)参加資格ア	「延床面積500㎡～1,000㎡程度の子ども館又は児童館、その他保育所等子育て支援施設」とありますが、延床面積が500㎡未満又は1,000㎡超の場合は除外されるとの解釈でしょうか？	延床面積 500㎡以下は除外、1000㎡超は除外されないと解釈してください。
22	様式第3号～9号、業務実績の「同種」「類似」	「同種」とは「子ども館又は児童館、その他保育所等子育て支援施設」との解釈でよろしいでしょうか？、一方「類似」とは何でしょうか？例示をお願いします。	同種の解釈についてはお見込みのとおり。 類似の解釈は、審査実施要領2 一次審査、表1脚注※3 類似業務にて例示しています。

23	様式第3号～9号、業務実績	基本・実施設計業務を遂行途中の場合、基本設計完了であれば業務実績に計上してもよろしいでしょうか？	お見込みのとおり。
24	プロポーザル実施要領 5参加資格要件（2） 配置技術者の資格（イ）	管理技術者の実績として、幼稚園、小学校、養護学校等の設計実績を類似業務として考えて宜しいでしょうか。	幼稚園又は幼保連携型こども園は類似業務としますが、養護学校、小・中学校、高等教育施設等は除外と考えます。

【事務局】

始良市役所 保健福祉部 子どもみらい課

TEL：0995-66-3237 FAX:0995-65-6964

E-mail:jifuku@city.aira.lg.jp

※本件に関する再質問の受け付けは行いません。

また、電話等での個別の回答もいたしません。